

平成 25 年度
債権管理・回収等検証委員会
報告書

独立行政法人日本学生支援機構
債権管理・回収等検証委員会

平成 26 年 3 月 31 日

平成 25 年度債権管理・回収等検証委員会報告書

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）は、その第二期中期目標（平成 21 年度～平成 25 年度）において、「総回収率（当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合）を中期目標期間中に 82%以上にするを旨とし、返還金の回収促進策を推進する。」と定められている。

これを受け機構は、第二期中期計画で、総回収率を「中期目標期間中に 82%以上にするを旨とする」ことを定め、さらに、平成 25 年度計画において、「外部有識者等で構成する委員会において、返還金の回収状況について、貸与規模や経済状況等の影響も考慮しつつ、定量的な把握・分析を実施するとともに、次年度の取組を効果的に行うため、返還促進方策の効果等を検証する。また、前年度の検証結果に基づき必要な改善を図る。」こととしている。

一方で、文部科学省に設置された「独立行政法人日本学生支援機構の在り方に関する有識者検討会」（平成 24 年 4 月設置）は、その報告書（平成 24 年 9 月）の中で、「債権管理・回収等の業務については業務システムの見直しや専門的・効率的実施の観点から外部委託を最大限活用しつつ、機構として教育的配慮を踏まえながら、確実に実施する必要がある。このため、第三者機関である債権回収検証委員会（仮称）を設置し、回収の適切性等について外部からチェックしながら奨学金事業を運営することが必要である」旨を指摘した。

この指摘を踏まえ、機構は「返還促進策等検証委員会」を発展的に解消し、奨学金事業の健全性を確保するため、債権回収の適切性等を検証するとともに必要な改善策等を検討することを目的として、「債権管理・回収等検証委員会（以下「本委員会」という）」を設置した。

本委員会は、これらの中期計画、年度計画及び文部科学省の有識者会議の提言を受け、債権の管理及び返還促進方策の効果等について、外部シンクタンクの分析結果等を踏まえて審議を行ってきた。本報告書は、その結果を取りまとめたものである。

I. 返還促進方策の効果等の検証

1. 総回収率達成の見込みと回収状況全般について

総回収率は平成 19 年度（第二期中期計画策定時における直近実績）においては、79.2%であったが、その後年々改善され、平成 24 年度においては、総回収率は 82.1%となり目標の 81.7%を上回るとともに第二期中期目標・計画も達成した。

表1〔当年度回収率・延滞分回収率・総回収率の推移(平成19年度～平成25年度)〕

区分	平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末	平成24年度末	平成25年度末 (見込み)
当年度回収率	93.7%	94.0%	94.1%	94.7%	95.2%	95.6%	95.7%
延滞分回収率	14.2%	14.2%	13.9%	14.6%	14.5%	13.8%	13.9%
総回収率	79.2%	79.7%	80.0%	80.6%	81.5%	82.1%	82.4%
総回収率 (第二期中期計 画目標値)	—	—	80.1%	80.7%	81.3%	81.7%	82.0%

改善の要因は、初期延滞者に対する返還促進策の効果によるものである。

当該施策により、第二期中期計画期間中における当年度回収率は年々改善してきており、総回収率の大部分を占める当年度回収率の向上が、総回収率の向上へと繋がっている。こういった返還促進の取組は、平成25年度も実施されていることから、当年度回収率の更なる改善が図られ、その結果として、平成25年度における総回収率は、平成24年度を上回るものと見込まれる。

奨学金の返還促進に関する有識者会議（以下「有識者会議」という）から平成20年6月に提言されたさまざまな返還促進策について、平成25年度の実施状況と、その結果としての回収状況を併せて検証した結果、取組の効果が着実に上がってきているものと評価できる。

2. 各施策の効果について

(1) 初期延滞者に係る方策の分析

機構では、「有識者会議」の提言を踏まえ、延滞者に対して早期における督促の集中実施を行ってきた。平成21年1月（早期化前※）と平成25年1月（早期化後※）に延滞が始まった債権のその後の状況を比較すると、延滞3月以上の構成比率は、人的保証の場合、3月目では2.9ポイント（8.6%→5.7%）改善、9月目では3.0ポイント（7.5%→4.5%）改善している。同様に、機関保証の場合は、3月目では3.9ポイント（13.4%→9.5%）、9月目では6.2ポイント（15.0%→8.8%）の改善が確認された。

表2〔早期化前・早期化後の返還状況比較〕

区分		早期化前 (平成21年1月に延滞開始)		早期化後 (平成25年1月に延滞開始)	
保証種別	返還状況	3月目	9月目	3月目	9月目
人的保証	完了	0.8%	3.4%	1.0%	5.8%
	一般猶予等	5.5%	7.1%	4.1%	5.4%
	無延滞	64.1%	63.1%	70.3%	65.2%
	延滞3月未満	20.8%	19.1%	18.8%	19.1%
	延滞3月以上	8.6%	7.5%	5.7%	4.5%
	計	100%	100%	100%	100%
機関保証	完了	0.1%	0.4%	0.3%	0.9%
	一般猶予等	1.7%	4.5%	3.3%	6.7%
	無延滞	63.5%	61.3%	68.4%	64.6%
	延滞3月未満	21.2%	18.8%	18.4%	19.0%
	延滞3月以上	13.4%	15.0%	9.5%	8.8%
	計	100%	100%	100%	100%

※計については、四捨五入の関係で一致しない場合がある。

債権回収会社（サービサー）への回収委託等による初期延滞者に係る方策の延滞改善効果は、引き続き見られると考えられることから、今後も継続すべき施策である。

※「早期化前」、「早期化後」とは、「有識者会議」の提言を踏まえて、延滞初期の段階で早期に集中的に行う督促とした前後をいう。早期化前は原則として延滞1年未満のものには債権回収会社（サービサー）への回収委託及び法的処理を実施していなかったが、早期化後は延滞3月となったもの全員を債権回収会社（サービサー）に回収委託し、延滞9月となった者については法的処理を実施している。

（2）個人信用情報機関の活用について

個人信用情報機関登録同意書提出者の3月以上の延滞率は、未提出者と比較して低いことから、長期の延滞に陥ることを防ぐための効果が表れていると考えられる。また、延滞者の多重債務化への移行を防止することは、教育的な観点から極めて有意義であり継続すべき施策である。

表3〔平成21年10月返還開始債権の同意書提出効果分析〕

延滞月数	同意書提出者	同意書未提出者
未到来	0.0%	0.4%
無延滞	55.1%	52.5%
延滞3月未満	38.3%	34.9%
延滞3月以上	6.6%	12.2%
計	100%	100%

※延滞月数は平成21年10月～平成25年9月までの最大延滞月数である。

※「個人信用情報の取扱いに関する同意書」は平成21年度以降の新規採用者及び平成21年度以降の貸与継続者より提出を必須としている。

※平成21年10月返還開始者は「個人信用情報の取扱いに関する同意書」の提出が任意であったため比較分析の対象とした。

（3）法的処理に係る分析

機構では人的保証加入者のうち返還督促を重ねても返還等に応じない者に対し、法的措置をとることを予告する「支払督促申立予告書」を発送している。（原則延滞9月）

初期延滞者への支払督促申立予告後の反応率を分析したところ、予告後に入金している者が45%程度、返還期限猶予制度を利用している者が25%程度であった。延滞3月の回収委託後、「支払督促申立予告書」の発送まで入金がなく、大多数が無応答であったことを踏まえれば、初期延滞者の支払督促申立予告の返還促進効果は高いと考えられる。

表4〔支払督促申立予告実施債権の反応分析〕

区分	平成22年度	平成23年度
予告段階入金率	44.4%	45.8%
猶予利用率	25.2%	28.7%

(4) 減額返還制度、返還期限猶予制度について

① 減額返還制度に関する意識調査

機構が行った減額返還制度に関する意識調査によれば、返還期限猶予制度ではなく減額返還制度を申請した理由として68.3%（複数回答）が「（約定額の）半額なら返還できる」と回答し、また、58.5%（複数回答）が「少しでも返還したい」と回答している。更に、22.5%（複数回答）が「60ヶ月（上限）の猶予期間を使ってしまった」（経済困難等を事由とする猶予期間の上限は通算60ヶ月）と回答している。

表5〔平成25年9月 減額返還制度に関する意識調査〕

回答	比率
半額なら返還できる	68.3%
60ヶ月の猶予期間を使ってしまった	22.5%
猶予はもっと困ったときに利用したい	17.6%
猶予では返還金が減らない	22.5%
少しでも返還したい	58.5%
猶予を申請するつもりがない	2.1%
その他	4.9%
無回答	1.4%

※比率は複数回答の結果である。

② 返還期限猶予制度に関する意識調査

返還期限猶予制度に関する意識調査によれば、返還期限猶予制度と減額返還制度のどちらを申請するか「検討した」と回答した者が返還期限猶予制度を選んだ理由（複数回答）として、71.4%が、「1/2の金額でもきびしい」と回答し、40.6%が、「減額返還でも（返還が）続くか不安」と回答しており、返還期限猶予制度利用者は約定額の半額であっても返還に不安を持っていると考えられる。

また、9.8%が「これまで猶予を利用してきた」と回答し、21.1%が「まだ猶予が利用可能」と回答している。こういった返還期限猶予制度に親和的な返還者に対して、どのように減額返還制度の利用に関心を持たせるかが今後の課題である。

表6〔平成25年9月 返還期限猶予制度に関する意識調査〕

回答	比率
1/2の金額でもきびしい	71.4%
減額返還でも続くか不安	40.6%
これまで猶予を利用してきた	9.8%
まだ猶予が利用可能	21.1%
減額返還の内容がわからない	3.0%
その他	3.8%
無回答	0.8%

※比率は複数回答の結果である。

③ 減額返還制度と返還期限猶予制度利用後の返還状況

減額返還制度と返還期限猶予制度の利用者について、利用後の返還状況について分析した結果は以下のとおりであった。

(ア) 減額返還制度利用後の返還状況

平成23年度末に減額返還制度を利用している返還者について、1年後の平

成 24 年度末の返還状況を確認したところ 33.7%が通常返還にもどり、しかも無延滞となっていた。また、延滞 3 月以上となった債権は 0.8%であった。

減額返還制度は、利用者の意識の影響もあると考えられるが、終了後の返還状況は良好であり、返還促進策として機能していると考えられる。これには、返還月額が約定返還月額の半分と返還しやすいことが通常返還へのステップになっているのではないかと考えられる。

表7〔平成23年度末に減額返還制度を利用した返還者の返還状況〕

返還状況		平成24年度末	
		件数	構成比率
通常返還	無延滞	1,921	33.7%
	延滞3月未満	168	2.9%
	延滞3月以上	45	0.8%
減額返還中		3,126	54.8%
猶予中		404	7.1%
返還完了		43	0.8%
代位弁済		0	0.0%
合計		5,707	100%

※合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しない場合がある。

(イ) 返還期限猶予制度利用後の返還状況

平成 23 年度末に返還期限猶予制度（経済困難等）の利用期間が 4 年以下の返還者の平成 24 年度末の返還状況を確認したところ、半数程度が返還期限猶予制度を継続している。また、通常返還にもどった返還者のうち延滞 3 月以上となっている者は、5.4%と減額返還制度利用者の場合の 0.8%と比べると 4.6 ポイント高く、この結果からも、減額返還制度の利用が、通常返還へのステップになっていると考えられるのではないか。

表8〔平成23年度末に「経済困難等」の事由で返還期限猶予制度を利用している返還者の返還状況〕

平成24年度末の返還状況		平成23年度末 猶予利用期間											
		1年以下		2年以下		3年以下		4年以下		4年超		計	
		件数	構成比率	件数	構成比率	件数	構成比率	件数	構成比率	件数	構成比率	件数	構成比率
通常返還	無延滞	11,957	40.8%	6,141	31.8%	2,943	27.9%	1,710	30.9%	1,278	43.7%	24,029	35.6%
	延滞3月未満	1,560	5.3%	1,241	6.4%	641	6.1%	348	6.3%	341	11.7%	4,131	6.1%
	延滞3月以上	989	3.4%	1,264	6.6%	624	5.9%	409	7.4%	363	12.4%	3,649	5.4%
減額返還	無延滞	510	1.7%	474	2.5%	379	3.6%	379	6.8%	677	23.1%	2,419	3.6%
	延滞3月未満	30	0.1%	26	0.1%	11	0.1%	10	0.2%	40	1.4%	117	0.2%
返還期限猶予		13,955	47.7%	9,970	51.7%	5,815	55.1%	2,594	46.9%	189	6.5%	32,523	48.1%
返還完了		263	0.9%	155	0.8%	127	1.2%	82	1.5%	38	1.3%	665	1.0%
代位弁済・償却		16	0.1%	20	0.1%	5	0.0%	2	0.0%	1	0.0%	44	0.1%
合計		29,280	100%	19,291	100%	10,545	100%	5,534	100%	2,927	100%	67,577	100%

※構成比率については、四捨五入の関係で一致しない場合がある。

(5) 返還意識の涵養等について

機構は、奨学生の返還意識の涵養のために、学校と連携して以下の取組を行っている。

- ・「奨学金の返還延滞の防止について」を各学校長あてに発送
- ・「奨学業務連絡協議会」における返還指導の要請
- ・「奨学金学校事務新任者研修会」における返還指導の要請
- ・「奨学金学校事務新任者採用業務研修会」における返還指導の要請 等

これらの取組を通して、学校長、学校事務担当者等に自校の返還状況を把握し

学生に返還の義務・重要性の周知や返還意識の徹底といった指導を行うよう働きかけを行っている。

このうち、「奨学業務連絡協議会」の出席状況と返還状況との関係については、大学、短期大学では、担当者が奨学業務連絡協議会に出席している学校に通う返還者の方が、出席していない学校に通う返還者より延滞率が低いという傾向が見られた。他方で、専修学校については、出席状況による延滞率の差は見られない。

表9〔学校の奨学業務連絡協議会の出席状況と返還者の延滞率分析〕

学種	出席状況	第一種	第二種	計
大学	両年度出席	1.8%	2.7%	2.5%
	1年度出席	1.9%	3.2%	2.9%
	両年度欠席	2.5%	4.7%	4.2%
短大	両年度出席	1.8%	2.4%	2.3%
	1年度出席	1.7%	3.0%	2.7%
	両年度欠席	1.7%	3.3%	2.9%
専修学校 (専門課程)	両年度出席	2.6%	3.9%	3.7%
	1年度出席	2.5%	4.0%	3.8%
	両年度欠席	2.4%	3.8%	3.6%

※分析対象：平成23、24年度に奨学業務連絡協議会に出席依頼した学校で、平成23年度返還開始の債権

※分析内容：平成24年度末の延滞率(延滞3月以上)を分析

この他、延滞率の属性については、次のような特徴がある。

- ・「予約採用」の返還者は、「在学採用」の返還者より延滞率が低い傾向にある。

表10〔採用種別別の延滞率分析〕

区分	予約採用	在学採用
第一種	1.8%	1.9%
第二種	2.6%	3.3%
計	2.4%	2.9%

※分析対象：平成23年度返還開始債権(採用時の情報がある者)

※分析内容：平成24年度末の延滞率(延滞3月以上)を分析

- ・貸与終了事由が「退学」、「廃止」の返還者の延滞率が高い。

表11〔貸与終了事由別の延滞率分析〕

区分	満期	退学	廃止
第一種	1.3%	8.7%	11.1%
第二種	2.1%	11.0%	13.7%
計	1.8%	10.5%	13.2%

※分析対象：平成23年度返還開始債権

※分析内容：平成24年度末の延滞率(延滞3月以上)を分析

- ・学科別では、大学では「社会科学」、「その他」(文系・理系にまたがる学科等)、短期大学では「工学」、「芸術」、専修学校(専門課程)では「家政」の延滞率が他の学科より高い。

(6)「奨学金の延滞者に関する属性調査」に係る分析

機構が実施した「平成24年度 奨学金の延滞者に関する属性調査」において、返還期限猶予制度を申請しない理由として「60ヶ月(上限)超え」(経済困難等を事由とする猶予期間の上限は通算60ヶ月)と回答した返還者が最も多く、その中でも40

歳以上の年齢層が最も多いという結果となった。

表12〔返還期限猶予制度を申請しない理由(平成24年度 奨学金の延滞者に関する属性調査より)〕 (単位:件)

年齢層	猶予制度の基準に該当しない	60ヶ月(上限)超え	申請しないで返還予定	手続きが難しい	手続きがよくわからない、よく知らなかったため	その他
24歳以下	8	4	13	7	13	3
25-29歳	73	61	48	51	53	13
30-34歳	78	79	43	35	45	14
35-39歳	40	53	21	15	18	7
40歳以上	55	85	28	16	22	6
計	254	282	153	124	151	43

また、同調査の結果から、年齢が上がっても必ずしも収入が上がるとは言えず、真に生活が困窮している者には、平成26年度から経済困難等を理由とする返還期限猶予制度の猶予期間の上限が5年から10年に延長されることにより、現行の適用期間の上限(60ヶ月)を超えた層を救済することが可能となる。

表13〔本人(延滞者)の年収と年齢(平成24年度 奨学金の延滞者に関する属性調査より)〕

年齢 年収	年齢							計
	~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	50~	
0円	18.8%	18.5%	17.2%	20.1%	17.5%	19.1%	7.3%	18.0%
1円~100万円未満	30.6%	20.0%	17.6%	14.6%	19.3%	22.5%	20.2%	19.4%
100~200万円未満	32.8%	29.2%	24.9%	24.5%	20.5%	13.2%	23.9%	25.6%
200~300万円未満	15.5%	20.8%	22.5%	18.7%	19.1%	16.2%	19.3%	20.0%
300~400万円未満	1.8%	8.7%	12.9%	12.1%	11.6%	9.3%	9.2%	10.2%
400万円以上	0.4%	2.8%	5.0%	10.0%	12.0%	19.6%	20.2%	6.8%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

3. 返還シミュレーションの利用等が奨学生の返還意識等に与える影響調査結果

平成24年度返還促進策等検証委員会の審議及び提言を踏まえ、平成25年10月に大学の協力を得て機構が行った実験結果によれば、「返還についてどう思ったか」という質問に対し、調査に参加した学生から次のような回答を得た。(自由記述の回答から複数の事項にまたがる内容を整理したもの)

- ・具体的な返還額や期間が分かって安心した 52%
- ・返還をより意識するようになった 49%
- ・あらためて将来の生活を考えた 21%
- ・返還月額を多く思い違いしていた 18%
- ・就職について厳しく考えるようになった 13%

この結果から、平均的な収入や支出のデータを示した上で、貸与総額、返還月額等を奨学生自らシミュレーションを行うことが、奨学生の返還の意識に影響を与えるとともに、現在の貸与月額が本当に必要であるかや将来の進路等についても考えるきっかけを与えられられる。

II. これからの返還促進策について（提言）

機構における返還金の回収状況は、平成20年6月の有識者会議の提言を踏まえた返還促進の取組や機構における業務改善等の効果もあり、着実に改善している。

具体的には、返還開始後の督促を中心とした①延滞させない、②延滞しても早期に解消する、③継続して返還させる、といった施策を重点的に実施した結果であると考えられる。

第二期中期目標の総回収率の目標値を1年前倒しで達成したこともその顕著な現れであり、今後も、返還促進に係る取組や業務改善に努めることを期待したい。

今後の返還促進策を考える上で、これらの取組を継続していくことは重要であるが、更に返還促進を図るためには①口座振替（リレー口座）の全員加入を目指す、②円滑に返還が継続できるよう減額返還制度の利用を促進する、③累積した延滞の解消に努める、といったことに加え、④昨年度の返還促進策等検証委員会の提言を含む貸与前、採用、貸与中を通じた奨学生等への情報提供や指導の充実に取り組む必要があると考えられる。

その際には、以下のような点に配慮することが必要ではないかと考える。

1. 減額返還制度利用促進の強化

経済困難等により約定通りの返還が困難になった場合、返還者は減額返還制度または返還期限猶予制度を申請することができる。機構では、まず減額返還制度を利用することを期待しているが、その選択は返還者個人に委ねられている。

減額返還制度の利用者は、経済困難な状況であっても返還を進めようとする意欲が高く、減額返還中も約定額の半分の金額を毎月返還し続けている。一方、返還期限猶予制度の利用者の多くは減額返還制度による約定額の半分の返還も厳しいと感じている。また、一部の利用者はこれまで返還期限猶予を取得してきたことや、まだ猶予期間の上限までは達していないといった理由で返還期限猶予を取得しており、返還を行っていない。これらの結果、それぞれの制度利用後の返還状況は異なっている。（I-2-(4)-③参照）

については、返還期限猶予制度利用者が少しでも円滑に返還を再開できるように、機構は返還期限猶予制度利用者に対して、減額返還制度と返還期限猶予制度の比較等を示しつつ、約定額の半分の金額であれば返還が可能だと考えられる者に対しては、減額返還制度の利用を促すことが適当である。

更に将来的には、所得の捕捉が可能となることを前提に、奨学金の返還月額が所得に連動する柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」を導入することが望ましい。

2. 一度も返還せず連絡もしない者の分析

返還開始後一度も返還することなく又機構へ連絡することもなく、代位弁済や法的処理を受ける返還者が存在している。返還促進策の効果等の分析を委託した外部シンクタンクからも、これらの返還者との法的処理等に伴う交渉時において、このような事態となった事情について情報収集し、分析することが提言されている。

また、支払督促申立予告後に返還期限猶予制度の承認を受けた者へのアンケート結果によると、支払督促申立予告後に機構との折衝において返還期限猶予制度を知ったという者が存在することから、支払督促申立予告前の回収委託中に返還期限猶予制度の周知

や強い督促を実施することで早期の返還期限猶予申請を促し、延滞解消が可能と考えられるため、法的処理となる前の回収委託の段階において、返還期限猶予制度の周知や督促の強化を組み合わせた試行的な取組を実施してはどうかと考える。具体的には①これまで、回収委託中は返還者からの希望に応じ返還期限猶予願を送付していたが、新たな取組として応答がない者に対しては希望がなくとも返還期限猶予願を送付し、電話による返還指導の際に、返還期限猶予願の送付を踏まえた指導を行うこと、②支払督促申立予告前の段階で、これまでより強い内容の督促文書を書留等の封書で送付すること、等が考えられる。

更に、延滞解消となった者で、当初約定の返還月額での返還が困難な者には、減額返還制度の利用を促すべきである。

3. 奨学金の貸与を希望する者の理解の増進、進路指導の充実

奨学金の貸与を受け大学等へ進学を希望する者と保護者等に対しては、お金を借りることの意味、適切な貸与金額の選択、保証制度（人的保証・機関保証）の選択といった奨学金制度に関する基本的な知識とこれに基づく判断が必要であり、情報提供の強化が望まれる。

例えば、高校生やその保護者を対象として、奨学金の申込から返還までを説明する映像資料（「奨学金DVD」等）を作成し、配信するといった取組を行うことが考えられる。

また、都道府県教育委員会が主催する説明会等に機構職員を派遣することにより、高等学校の教職員の奨学金制度に対する理解を深め、奨学金を利用して進学する場合の進路指導に役立てることが期待される。

4. 返還状況に応じた学校への指導

返還状況は貸与を受けた時に在学していた学校によって異なっている。機構は学校に対し貸与終了予定者への返還説明会の実施を要請している。また、返還状況の悪い学校については、返還説明会に機構職員を派遣して貸与終了予定者に対して直接指導を行うとともに、訪問先の学校の実態の把握に努めてきている。

引き続き、この取組を継続するとともに、これらの学校の中でも特に返還状況の悪い学校に対しては、機構が当該学校に直接的な指導を行うこと、反対に返還状況のよい学校の取組を機構が聴取し他の学校へ情報提供するといった取組が考えられる。

5. 学校との情報の共有等

返還状況は、奨学金の種類、学種によって異なっているが、貸与終了の事由、専攻した分野によっても異なっている。このような返還状況の違い等を学校と共有することで、各学校において取組のポイントが理解され、延滞防止の指導が改善されることが期待できる。

また、機構に協力して頂ける学校においては、学校から、在学中の返還指導の延長となる内容の文書を卒業生（新規返還者）等に送付することが考えられる。

6. 返還シミュレーションの活用

機構においては昨年度、返還促進策等検証委員会が提言した返還シミュレーション活用について実際にその効果を実験的に確認している。シミュレーションの活用方法について、学校に対して広く紹介するとともに、その効果に関する確認結果を返還意識の涵養につなげることを期待したい。

例えば、「返還シミュレーションを用いた作業シート」（各学校が必要に応じて調査項目を設定できる欄を設ける）を機構が作成、各学校に配付し、各学校に対して、シミュレーションを利用したアンケート実施を通して返還意識の涵養を図る取組を呼びかけることが考えられる。

7. 「奨学業務連絡協議会」への全学校の出席

機構では、毎年2月に奨学金業務実施上の留意点（改正点や取扱の変更点等）について、全学校を対象に「奨学業務連絡協議会」を全国7地区で開催している。機構では前年度の本協議会に出席しなかった学校等に出席を求める通知を発出しているが、それでもこの協議会に出席しない学校も多く見られるとのことである。

本委員会としては、全体としての出席状況の良い大学、短期大学において、担当者が奨学業務連絡協議会に出席している学校に通う返還者の方が、出席していない学校に通う返還者より延滞率が低いという傾向が見られる等、本協議会が学校担当者の理解向上や学校を通じた奨学生の返還意識の涵養等のために非常に有効と考えており全学校に出席を促したい。他方で、専修学校については、出席率が低く（約50%）、かつ、出席状況による延滞率の差も見られないことから、その要因の分析と改善策についての検討が必要である。

8. 推薦枠への反映等

機構は、卒業生の延滞率を各学校への推薦枠の決定に反映させている（延滞率が高い場合には枠の配分数が減少する）。第二種奨学金の推薦枠の配分比率について、これまで延滞率の比重は20%であったが、平成26年度から第一種奨学金と同じ30%に引き上げることにしている。第二種奨学金が第一種奨学金に較べて延滞状況が悪いことを踏まえれば妥当な措置であると考えられる。

一方で、延滞率を低減する努力をし、その効果が評価できる学校等に対しては、機構から何らかの配慮をすることも検討した方がよいと考える。

III. 債権管理・回収の適切性について

先に述べたように、本委員会は、「独立行政法人日本学生支援機構の在り方に関する有識者検討会 報告書」を踏まえて設置された。

本委員会は、同報告書に掲げるところの設置の趣旨を踏まえ、特に債権管理・回収の適切性について、今年度は、設置初年度として、改めて機構の奨学金債権の現状についての説明を受けた結果、その管理体制及び回収状況は適切であると、結論づけをすることができた。